参考資料

平成26年度大阪府立北千里高等学校入学者選抜の合否判定過誤について

１　事案の概要

　府立高等学校の入学者選抜における学力検査の得点や調査書中の各教科の評定等については、４月１日から４月14日までの期間、志願先高等学校において志願者本人に対し、口頭又は閲覧により開示する制度がある。

府立北千里高等学校において、生徒から自身の選抜に係る情報開示を求められた際、開示資料の受験番号、氏名に齟齬のあることがわかり、精査をした結果、**誤った受験番号を調査書に記載したこと**が判明した（４名分）。

　　　これを受け、全体の合否判定のやり直しを行った結果、前期入学者選抜において不合格としていた生徒１名が合格となることがわかった。この生徒は、すでに後期入学者選抜で北千里高等学校に合格し、現在在籍している。

　　　この１名の生徒が前期入学者選抜において合格していれば、後期入学者選抜を受験する必要がなかったため、後期入学者選抜において不合格とした生徒１名を合格とすることとした。

府立北千里高等学校（校長　　）における入学者選抜等の概要

■前期入学者選抜

日　　程　 ：学力検査　　平成26年２月20日（木）

合格者発表 平成26年２月27日（木）

募集人員　 ：　80人

志願者数　 ：　398人

志願倍率　 ： 4.98倍

合格者数　 ：　80人

不合格者数 ：　318人

■後期入学者選抜

日　　程 　：学力検査　　平成26年３月12日（水）

合格者発表 平成26年３月19日（水）

募集人員　 ：　320人

志願者数　 ：　421人

志願倍率 　： 1.32倍

合格者数　 ：　320人

不合格者数 ：　101人

２　合否判定に誤りが生じた経緯（下記の図を参照してください。）

入学者選抜の出願受付時には、志願者が持参した志願書の記載内容（志願者氏名、出身中学校名等）を確認し、受付順に受験番号を確定する（正しい受験番号）。

1-3

その後、志願書の記載内容から必要な事項（志願者氏名、出身中学校名、生年月日等）を転記して受付簿を作成するという手順になっている。

当該校においては、前期入学者選抜における受付簿を作成する際に、志願書に記載された受験番号を取り違え（４名分）、本来とは異なる受験番号の欄に志願書の記載内容を入力した上、この誤って作成した受付簿をもとに、受験番号を調査書に転記したため（※１）、志願書と調査書の受験番号が異なるという結果となった。

さらに、志願書と調査書を読み上げて照合する作業を実施しなかったため（※２）、本人とは異なる受験番号の調査書評定をもとに総合点を算出し合否判定を行うに至った。

また、マニュアルの巻末にあるチェックリストを活用していなかった。（※３）

なお、「入学者選抜事務点検マニュアル（以下、マニュアル）」では、

（※１）については、「志願書から調査書に受験番号を転記すること」

（※２）については、「志願書と調査書を読み上げて、二人で照合すること」

（※３）については、「チェックリストを活用して、選抜事務作業の状況を把握すること」

と記載しており、マニュアルに基づいて選抜事務が実施されていれば、本事案は防止できた。

【志願書】

（受験者が持参）

**＊受付時に受験番号が確定し、志願書に受験番号を記載**

【受付簿】

（学校が作成）

**≪受験番号を転記・読み上げて照合≫**

**≪氏名・受験番号・出身中学校名等を転記・照合≫**

【府教育委員会が示す書類作成の手順】

【志願書】

（正しい受験番号を記載）

≪受験番号を転記・照合≫

**＜転記ミス・照合ミス＞**

【北千里高校の場合】

**＜転記せず･照合せず＞**

【調査書】

（中学校が送付・持参）

【受付簿】

（誤った受験番号を記載）

【調査書】

（誤った受験番号を記載）

３　当該２名の生徒及び保護者への対応

　　当該２名の生徒の保護者へは、それぞれ事実経過を説明し、謝罪を行った。今後については、本人・保護者の意向を踏まえ、誠意をもって対応していく。

1-4

４　関係者への措置

関係者については、事実関係の詳細を調査した上で、厳しく指導するとともに、厳正に対処する。

５　教育委員会の対応

　　　全府立高校に対し、選抜作業においてマニュアル記載項目すべてを遵守して実施したか、改めて確認し報告するよう指示している。

　　　また、再発防止策については、調査結果を踏まえ、早急に取りまとめる。

1-5